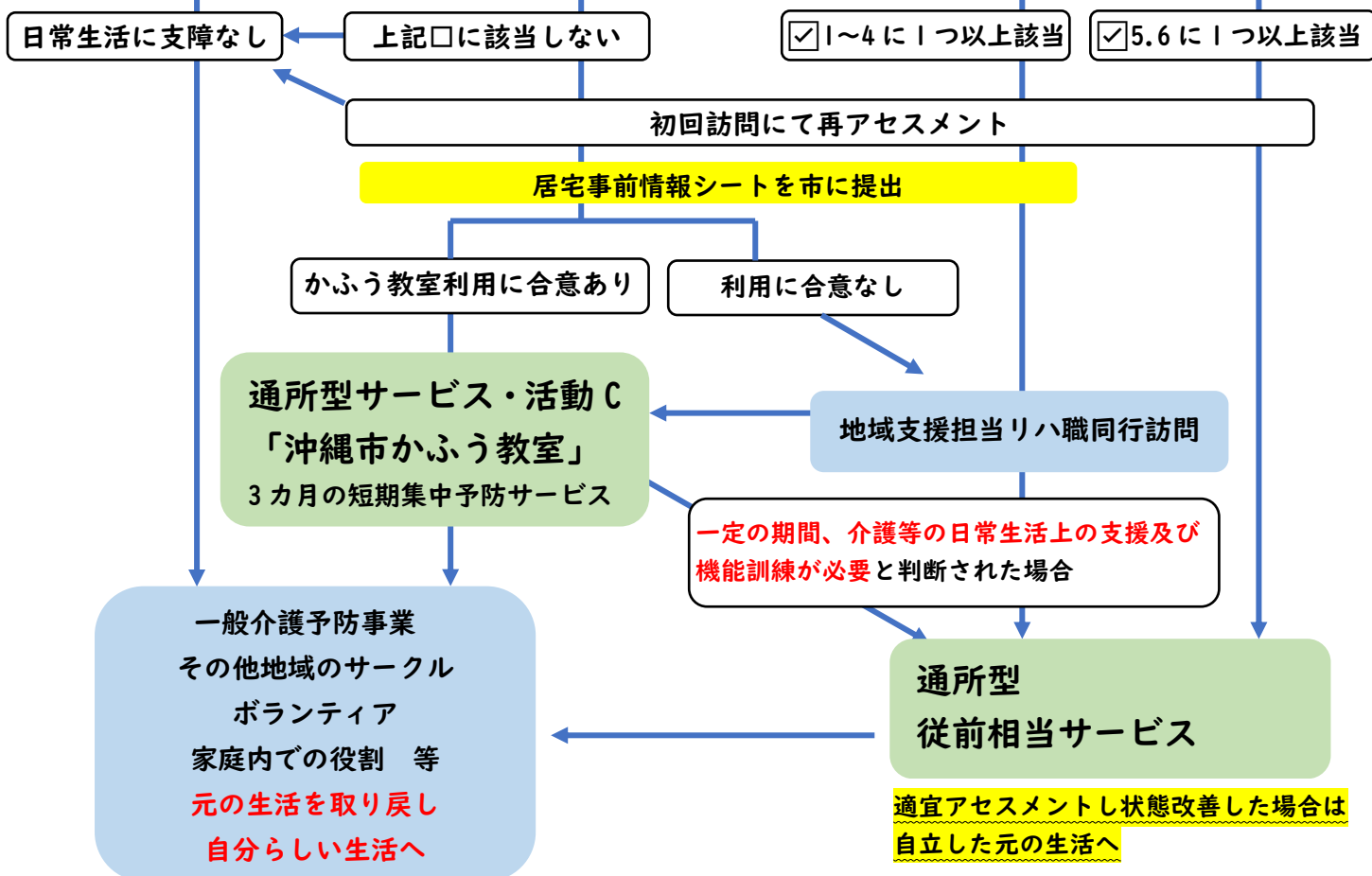


沖縄市通所型サービスを利用する際の介護予防ケアマネジメントの流れ

- 新規相談で通所型サービス利用を希望（事業対象者・同時申請）
- 要支援者認定を受けた方で初めて通所型サービスを希望する方
- 一度サービスを終了し再度利用する方

スクリーニングシートを活用し、
一定の期間、介護等の日常生活上の支援及び機能訓練が必要な状態か確認*
 （環境要因によるものではなく、身体的な状況でチェック）

- 1 杖や歩行器を使用しても一人で歩くことができない
- 2 一人で食事することができない
- 3 一人でトイレで排泄することができない
- 4 一人で入浴ができない
- 5 ものわすれの進行や精神疾患等の診断があり、日常生活に支障がある
- 6 がんや進行性の難病で、セルフマネジメントが困難



・原則、通所型従前相当サービスについては、主に難病等の進行性疾患等の継続的に専門職による支援が必要な方を想定しています。原則に属さないサービスを利用する場合は、その根拠を介護予防サービス計画原案等に明記する必要があります。

・緊急でサービス利用が必要な場合は、地域支援担当リハ専門職の訪問前の通所型従前相当サービス利用が可能です。その場合においても*の状態像に該当している場合に限りです。